

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営上の重要課題であると認識しております。このため、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2 議決権の電子行使と招集通知の英訳】

現在、議決権の電子行使ならびに招集通知の英訳を実施しておりません。

議決権の電子行使については議決権の行使状況を踏まえ、招集通知の英訳については海外投資家の比率を踏まえ、今後検討してまいります。

【補充原則3-1 英語での情報の開示・提供】

英語での情報の開示・提供については、海外投資家比率を踏まえて、今後検討してまいります。

【補充原則4-1 最高経営責任者(CEO)等の後継者計画の適切な監督】

現時点では最高経営責任者(CEO)等の後継者計画は策定しておりません。

今後、当社にとって相応しい後継者計画・運用について議論して実行に移していきたいと考えております。

【補充原則4-2 中長期的な業績と連動する報酬の割合、自社株報酬の割合の設定】

現時点では、中長期的な業績と連動する報酬ならびに株式報酬の支給ルールはありませんが、現在、制度設計ならびに報酬諮問委員会での審議検討をしており、早い段階で取締役会決議、導入を進めたいと考えております。

【補充原則4-3 CEOを選解任するための客観性・適時性・透明性ある手続きの確立】

現状、CEOの選解任に関する手続きを定めておりません。今後は、CEOの人材像(必要なスキル・能力・経験・人物特性等の定義)を策定し、客観性・適時性・透明性ある選解任手続きの構築を検討してまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

現在の取締役会は、独立社外取締役2名を含む取締役6名で構成されておりますが、取締役は全員日本人の男性であり、ジェンダーや国際性における多様性の確保について重要な課題のひとつと認識しており、今後検討してまいります。

【補充原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会には、独立社外取締役2名および独立社外監査役2名が出席しており、それぞれの専門分野における豊富な経験と知識に基づき、経営の監督だけでなく、適切な助言・提言をいただいております。更に、事前に取締役会資料を共有しており活発な議論がなされていることもあり、取締役会の実効性は確保されているものと判断しております。なお、取締役会の実効性についての分析・評価の結果を開示することについては、今後検討すべき事項と考えております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

現状は政策保有株式を保有しておりません。今後、保有する場合には、投資先企業との長期的・安定的な関係の維持・強化など事業運営上の観点や投資額などから妥当性を判断した上で、その可否を決定する方針であります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が役員や主要株主と取引を行う場合において、当該取引が会社および株主共同の利益を害することがないよう、関連当事者間取引として取締役会での承認を得ることとしております。関連当事者については毎年定期的にその有無を確認しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

企業年金積立金の制度がないため、該当事項はございません。

【原則3-1 情報開示の充実】

( )経営理念等については、当社ホームページに掲載することで開示しております。

( )コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、コーポレート・ガバナンス報告書や有価証券報告書に記載することで開示いたします。

( )現状の当社取締役の報酬は、定額の月額報酬のみとなっております。個別報酬については、これまでは取締役会で決定しておりますが、2021年3月期に任意の報酬諮問委員会を設置しましたので、今後更に透明性、公平性を高めるため報酬諮問委員会の答申を踏まえて取締役会で決定してまいります。

( )取締役・監査役候補指名の方針としましては、当社の創業の精神(みんなで夢を描こう)と基本理念(笑顔の創造、社会的意義の確立、自己実現の追求)の体現者となりえることに加え、その専門性、経験、実績、能力等を総合的に勘案することとしております。取締役候補については常

勤取締役が候補者との面談を踏まえ、監査役候補については常勤監査役との面談も踏まえて決定しております。  
( )取締役および監査役候補の個別選任理由については、株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

「取締役会規程」を制定し、取締役会で審議する内容を取締役会に付議すべき事項として定めております。また、「組織および職務権限規程」並びに「業務分掌規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしており、組織変更等に応じて見直しを行う仕組みとしております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役候補者の選定については、東京証券取引所の独立性基準を参考にして候補者を選定しております。候補者の選定理由は、株主総会招集通知及びコーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。

【補充原則4 - 11 取締役会の全体としての多様性】

当社の取締役会は、当社事業に精通した取締役および会計・法務・労務等に高い知見を有する取締役のほか、新規事業、企業経営やガバナンスに精通した社外取締役の合計6名という多様な専門性を有する取締役で構成されております。

【補充原則4 - 11 役員の兼任状況】

取締役および監査役の兼任状況については、有価証券報告書や株主総会招集通知などにより開示しております。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性について分析・評価】

上述の【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニングの方針】

取締役および監査役は、その役割を果たすために、会計、法令遵守やコーポレートガバナンスその他の事項に関してセミナー・研修に参加し、能動的に情報を収集し研鑽を積んでおります。社外取締役、社外監査役に関しては、当社の重要行事への参加や社内会議への出席、執行役員からの担当事業説明等を当社事業の理解を深める機会としております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が相当と認める方法で株主・投資家等と建設的な対話を行うこととしております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社アイランドプラス	1,000,000	19.80
加島禎二	920,000	18.20
加藤友希	550,000	10.90
田口佳子	550,000	10.90
若鍋孝司	500,000	9.90
株式会社PINE RIVER	400,000	7.90
株式会社アイズ	350,000	6.90
山崎教世	225,000	4.50
小林剛	150,000	3.00
高橋稔	100,000	2.00

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

-

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
守屋実	他の会社の出身者													
渡邊龍男	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
守屋実		-	社外取締役の守屋実は、自らの経験を通じて培われた新規事業創出に関する豊富な経験と高い見識をもとに、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、当社の新規事業創出に関しての適切な助言と提言が期待できることから選任しております。また、当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。



会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
熊谷均		-	社外監査役の熊谷均は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しており客観的かつ中立の立場で監査していただくため選任しております。社外監査役は当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。
広野清志		当社の会計監査人である監査法人トーマツに、かつて在籍しておりましたが、当人の在籍期間と当社監査期間は重なっており、当社会計監査業務には関与しておりません。	社外監査役の広野清志は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しており客観的かつ中立の立場で監査していただくため選任しております。社外監査役は当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の数 4名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす社外役員全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 スtockオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績向上に対する貢献意欲をより高め、株式価値の向上を目的としてStockオプション制度を導入しております。

Stockオプションの付与対象者 社内取締役、従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績向上に対する貢献意欲をより高め、株式価値の向上を目的としてStockオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在しないため、個別報酬の開示を実施していません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対して、人事総務部が取締役開催日時の事前通知(年間スケジュール含む)を行い、事前に資料を提供し、必要に応じて適任者より事前説明を行っております。また、内部監査室が社外監査役の業務を補助しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### (1) 取締役および取締役会

独立役員である社外取締役2名を含む取締役会は、法令、定款および社内規程により取締役会決議事項となっているものについて決議するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能が果たされております。

### (2) 監査役および監査役会

監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名とで構成されており、原則として毎月1回監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。各監査役は連携することで、効果的な監査を実施すると共に、取締役会に出席して意見を述べ、経営の適法性について確認するほか、監査計画に基づいて監査を実施しております。

### (3) 内部監査室

当社の内部監査は、室長と担当各1名の合計2名で実施しております。監査計画に従い、各部署、各拠点に対して法令の遵守および業務活動の効率等に関する内部監査を実施し、監査結果を社長に報告しております。また、各監査役及び会計監査人と四半期に1回の三者合同のミーティングを、常勤監査役とは随時意見交換を実施し、それぞれの監査状況の共有を行うことで相互連携を図っております。

### (4) 報酬諮問委員会

委員会は独立社外取締役2名と常勤取締役1名の合計3名で構成されております。原則、年度スケジュールに従い年度に数回委員会を開催し、報酬の構成、配分、水準、報酬決定のための評価指標・方法および個別報酬などについて、客観的な立場より審議、取締役会への答申を行います。

### (5) 経営会議

経営会議は、執行役員で構成されており、原則として月1回開催し、それぞれの管掌範囲の情報共有や意見交換、協議を行っております。

### (6) リスク・コンプライアンス委員会

常勤取締役3名と執行役員で構成されており、内部監査室もオブザーバーとして出席の上、定期(年4回)及び必要に応じて臨時に開催し、全社的なリスク管理及び対応策検討を実施しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査室を配置しており、これらの各機関が相互に連携することによって、継続的に企業価値を向上させ、ガバナンス体制が有効に機能すると考え、現在の体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議決権行使に必要な検討時間を十分確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	6月に定時株主総会を開催しておりますが、より多くの株主が出席しやすいように、集中日を回避した株主総会を設定できるよう検討してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討課題と考えております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIR専用ページにて公表することを予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催し、経営方針、業績、計画などを説明することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、経営方針、業績、計画などを説明することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討課題と考えております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR専用ページにて、決算情報、適時開示情報などを掲載することを予定しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当部署となります。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「リスク・コンプライアンス規程」においてリスク・コンプライアンス管理体制を定め、「就業規則」と合わせ、役職員が遵守すべき事項について周知しております。また、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進を経営上の重要な課題と認識し、ステークホルダーの立場を尊重した経営を行うよう努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討課題と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	各ステークホルダーに対し、透明性及び公平性を確保するため、取引所の定める適時開示規則に従い、適時適切な開示を行えるよう努めてまいります。また、当社をより理解いただく上で有用と判断される情報については、積極的に情報開示するよう努めてまいります。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、適正なコーポレート・ガバナンスを維持し、有効かつ効率的な企業活動、財務報告の信頼性確保ならびに法令遵守のための体制を整えることが不可欠と考え、以下の体制を整備しています。

また、今後も継続的に業務の適正性を確保していくとともに、より効果的な内部統制の体制を構築し継続的な改善を図っていくため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」として決議する予定です。概要は以下のとおりです。

#### a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a)当社は、取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、社内における行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めるものとする。代表取締役直轄の内部監査室を配置し、内部統制の監査を行い、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、これを報告するものとする。

(b)法令・定款及び社会規範を遵守するために、就業規則に「服務規律」を制定し、全社に周知・徹底する。

(c)人事総務部をコンプライアンスの統括部署として、リスク・コンプライアンス規程を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。

(d)内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

#### b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a)取締役会議事録を含むその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いについては、法令及び文書管理規程などに基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保管及び管理を行う。

(b)取締役及び監査役は、これらの文書などを、常時閲覧できるものとする。

#### c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a)当社は取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い、リスク・コンプライアンス規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

(b)リスク・コンプライアンス委員会を設置し、原則として年4回開催し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

(c)危機発生時には、対策本部などを設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

#### d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離する。

(b)取締役会規程、業務分掌規程、組織および権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

(c)取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて適宜臨時に開催し、適切な職務執行が行える体制を確保する。

#### e. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### (a)子会社管理・報告体制

子会社の自主性を尊重しつつも、経営に関する重要な承認、決裁、報告事項などを関係会社管理規程に定め、当社が子会社を管理出来る体制とする。

また、すべての子会社から受託しているコーポレート業務の遂行を通じ、各業務の当社主管部署は必要に応じた指導および支援を行う。

##### (b)子会社の損失の危機に関する規程その他の体制

関係会社管理規程において、子会社経営に影響を及ぼす事項など、経営上の重要事項を当社取締役会への報告事項と定め、当社が把握・管理出来る体制とする。

##### (c)子会社の取締役等の職務の執行が効率的かつ法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部監査室は、社内規程に基づき子会社の経営全般に関する管理運営状況、業務執行状況を監査し、職務執行が法令及び定款に適合しているか確認する。

#### f. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(a)当社および子会社、関連会社の財務報告の信頼性を確保するために、取締役会が定める「財務報告の基本方針」に基づき財務報告に係る内部統制を整備する。

(b)内部監査室は、財務報告に係る内部統制の整備状況および運用状況を評価し、その結果を代表取締役社長に報告する。

#### g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(a)監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

(b)監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に従いその職務を行う。また、当該使用人の任命、解任、懲戒、評価については、監査役の事前の同意を要する。

#### h. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a)監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長などの指揮・命令は受けないものとする。

(b)当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。

(c)当該使用人は、監査役より指示を受けた監査業務を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。

#### i. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制およびその他報告に関する体制

(a)監査役は、取締役会のほか経営会議など重要な会議に出席することができ、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

(b)取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を認めるときには、速やかに監査役に報告する。

(c)取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

(d)監査役へ報告・通報したことを理由に、当該報告者に対して解任、解雇その他いかなる不利な取扱いも行わないものとする。

#### j. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正性かつ透明性を担保する。

(b)監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

(c)監査役は、会計監査人及び内部監査担当と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

(d)当社は、監査役の職務執行に必要な弁護士、公認会計士、その他専門家の助言等に関する費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要なことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応することを徹底します。当社は、「反社会的勢力の排除に関する規程」において、反社会的勢力に対する基本方針、管理体制および調査方法等について規定しております。また、反社会的勢力の排除を目的として、弁護士や警察等の外部専門機関との連携に努めており、反社会的勢力に関する情報収集・管理および社内体制の整備強化を推進しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

-

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

-





